

## ＜財産形成期日指定定期預金＞商品概要説明書

青木信用金庫

平成24年8月1日現在

1. 商品名	財産形成期日指定定期預金	
(愛称)	(一般財形預金)	
2. 販売対象	財産形成期日指定定期預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方	
3. 期間	積立期間3年以上(年1回以上の預け入れが必要です。)	
4. 預入		
預入方法	給与または賞与からの天引き預入。預入毎に定期預金を作成します。	
預入金額	1回100円以上	
預入単位	1円単位	
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。 (1万円以上であれば一部支払いもご利用になれます。)	
6. 利息		
適用利率	・固定金利 預入金額毎に預入日における期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します。	
利払時期 (頻度)	個別の定期預金ごとに、満期時に一括してお支払いします。	
計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする1年ごとの複利計算	
7. 税金	お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
8. 手数料		
9. 付加できる特約事項		
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。	
	＜解約日までの預入期間＞	＜期限前解約利率＞
	6か月未満	解約日の普通預金利率
	6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%
	1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%
	1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%
	2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%
	2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%
	ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。	
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。	
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・この預金は、「財形期日指定定期預金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。</li> </ul>	
14. 預金保険について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>	